参考資料１

湯河原町宿泊税
特別徴収事務の手引

令和７年（2025 年）８月

湯河原町税務収納課

目　次

第１章　宿泊税について

１　宿泊税の目的と使途　・・・・・１
２　宿泊税の徴収方法　・・・・・２
（１）　特別徴収制度　・・・・・２
（２）　特別徴収義務者　・・・・・２

第２章　宿泊税の仕組み

１　課税客体・納税義務者　・・・・・３
（１）　宿泊施設　・・・・・３
（２）　宿泊　・・・・・３
（３）　宿泊者　・・・・・５
２　税額　・・・・・５
３　宿泊料金　・・・・・５
４　課税免除　・・・・・10
（１）　年齢 12 歳未満の者　・・・・・10
（２）　修学旅行等の宿泊を伴う学校行事　・・・・・10
（３）　被災者　・・・・・10
（４）　外国大使等の任務遂行に伴う宿泊　・・・・・10

第３章　特別徴収義務者の登録等

１　特別徴収義務者の登録　・・・・・12
２　特別徴収義務者の登録事項の変更等　・・・・・13
（１）　登録事項の変更　・・・・・13
（２）　宿泊施設の休止又は再開　・・・・・14
（３）　宿泊施設の廃止　・・・・・14

第４章　宿泊税の申告納入

１　申告納入　・・・・・15
（１）　申告納入期限　・・・・・15
（２）　申告　・・・・・15
（３）　納入　・・・・・16
（４）　申告納入期限の特例　・・・・・17

２　納入義務の免除・還付　・・・・・19
（１）　納入義務の免除　・・・・・19

（２）　還付　・・・・・19
（３）　申請の手続　・・・・・19
３　更生の請求　・・・・・20
（１）　更正の請求ができる期間　・・・・・20
（２）　請求の手続　・・・・・20

第５章　適正な申告納入のために
１　納税管理人　・・・・・21
（１）　納税管理人の申告　・・・・・21
（２）　納税管理人の変更等　・・・・・21
２　帳簿等の記載・保存　・・・・・22
（１）　帳簿とは　・・・・・22
（２）　書類とは　・・・・・22
３　調査　・・・・・22
４　更生・決定　・・・・・22
５　加算金　・・・・・23
（１）　過少申告加算金　・・・・・23
（２）　不申告加算金　・・・・・23
（３）　重加算金　・・・・・23
６　延滞金　・・・・・24
７　不服申立て　・・・・・24
（１）　審査請求の対象となる処分　・・・・・24
（２）　手続き　・・・・・24

第６章　その他
１　領収書等への表示　・・・・・25
２　特別徴収交付金　・・・・・26
（１）　交付の目的　・・・・・26
（２）　交付額　・・・・・26
３　各申告書等の記載事項　・・・・・27
（１）　宿泊税特別徴収義務者申告書　・・・・・27
（２）　宿泊税特別徴収義務者異動申告書　・・・・・29
（３）　宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書　・・・・・31
（４）　宿泊税納入申告書　・・・・・33
（５）　宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書　・・・・・35
４　申告書等の提出・問合せ先　・・・・・37
５　広報物　・・・・・37

第１章　宿泊税について

１　宿泊税の目的と使途

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税です。

宿泊税の使途は「湯河原町観光立町推進計画」に基づくものとし、次のような施策を実施します。

【宿泊税を活用する取組】

○湯河原らしさを高める取り組み
○観光業の人材不足対策
○飲食関係対策
○湯河原の魅力発信
○観光資源の不足等対策
○観光交通・観光基盤の整理
○インバウンド対策
○観光業の DX 化推進　等

※ 具体的な使途については、毎年度町ホームページで公表します。

２　宿泊税の徴収方法

（１）特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、湯河原町内に所在する、旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む住宅(以下「宿泊施設」といいます。)の宿泊者ですが、湯河原町が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊税を徴収し、湯河原町へ申告と納入をしていただきます。このような制度を 「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。

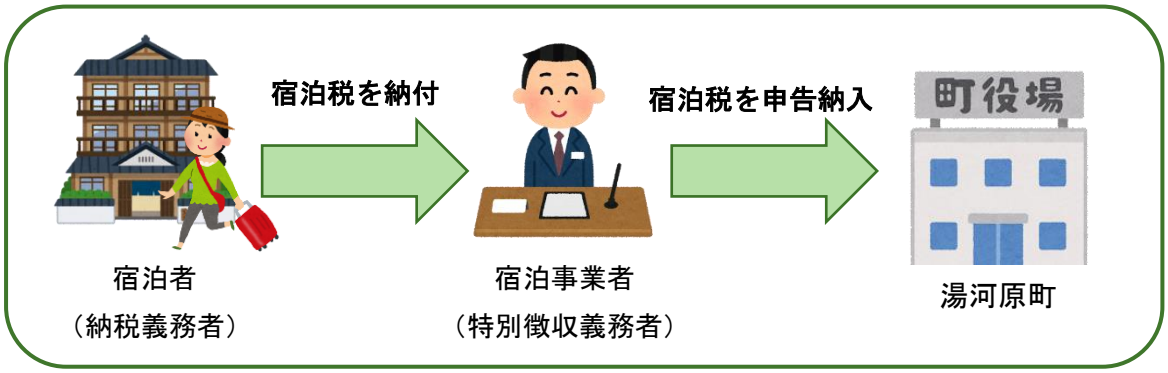

（２）特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方(以下「宿泊事業者」といいます。)が該当します。

ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本町が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは湯河原町税務収納課へお問い合わせください。

※　なお、旅館業の許可がない施設又は住宅宿泊事業法の届出がない施設でも課税対象となる「宿泊」がある場合は当該施設を経営している方が特別徴収義務者となります。

※　特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う義務があります。

第２章　宿泊税の仕組み

１　課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和８年（2026 年）４月１日（湯河原町宿泊税条例の施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

※　連泊の場合は令和８年４月１日宿泊分から宿泊税が課税されます。

※　令和８年４月１日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

（１）宿泊施設

宿泊施設とは、旅館業法第２条第１項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業（同条第４項に規定する下宿営業を除く。）に係る施設、及び住宅宿泊事業法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅です。

（２）宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

課税対象となる「宿泊」の判断基準

①　その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

②　①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ６時間以上の利用であるもの

※　本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

【旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義】

以下の４項目をすべて満たすもの。

- 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- 社会性がある（社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為）
- 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- 生活の本拠ではない（使用期間が１箇月未満の場合、使用期限が１箇月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

【課税対象となる宿泊の判断例】

（例１）事前に宿泊契約をしたうえで午前０時を超えてからチェックインした場合(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)

⇒　その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

（例２）客室を日帰りで利用する場合

⇒　日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

（例３）休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒　日をまたぐ６時間以上の利用(連続した延長利用を含みます。)があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ６時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

（例４）実際の宿泊を伴わない利用行為（ホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒　ホールドルーム、キープルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ６時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

（例５）幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒　幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合でも年齢 12 歳未満には課税されません。

（例６）ウィークリーマンション等の場合

⇒　ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は課税対象となりません。

（例７）キャンセルした場合

⇒　「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。

※　キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料を宿泊料金とみなし、課税対象となります。

（３）宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が納税義務者となります。

２　税額

宿泊税の税額は、宿泊者１人１泊につき、次のとおりです。

宿泊料金	税額
５０，０００円未満	３００円
５０，０００円以上	５００円

※ 宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

３　宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

宿泊料金に含まれるものの例

○　宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

・清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等
・宿泊施設が旅行業者に払う手数料等に相当する金額
・宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から支払うべき金額

宿泊料金に含まれないものの例

○　宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

・食事代
・遊興費
・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
・消費税、地方消費税、入湯税等の税
・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額　等

食事代を明確に分離できない場合

○　食事代を次のとおりの額とみなして宿泊代から控除します。

・１泊につき朝食が１回提供されるとき　・・・・・・・・・・・　宿泊料金の 10%

・１泊につき夕食が１回提供されるとき　・・・・・・・・・・・　宿泊料金の 40%

・１泊につき朝食・夕食がそれぞれ１回提供されるとき　・・・　宿泊料金の 50%

【宿泊料金の判定における事例】

（例１）食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

○　宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

※　無料で食事等が提供される場合は、食事等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

○　エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

（例２）企画旅行・手配旅行における宿泊料金

○　企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている１人当たりの金額を宿泊料金とします。

○　手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した１人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料を宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。

（例３）１人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

○　１室（１棟）を単位として料金が設定されているなど１人当たりの宿泊料金が不明な場合は、１室１泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者数で除した金額を１人当たりの宿泊料金とします。

この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに１人当たりの宿泊料金を算出します。

※　留意点

・　幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代など、特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額についてはその金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、当該宿泊者の年齢が 12 歳未満の場合は計算から除外します。（計算例④参照）

・　エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、追加料金を宿泊料金の総額に加算します。（計算例⑤参照）

『計算例』

１室１泊の料金が税抜き 50,000 円（ツインルーム）の場合

① 大人１人で宿泊

50,000 円÷１人＝50,000 円 ⇒ 「宿泊税額 500 円×1 人×１泊」

② 大人２人で宿泊

50,000 円÷２人＝25,000 円 ⇒ 「宿泊税額 300 円×２人×１泊」

③ 大人２人、子供１人（年齢 12 歳未満）で宿泊（寝具等の追加なしの場合）

50,000 円÷２人＝25,000 円 ⇒ 「宿泊税額 300 円×２人×１泊」

※年齢 12 歳未満の子供１人は課税対象外

④ 大人２人、乳児１人で宿泊（ベビーベッド代 3,000 円を追加）

50,000 円÷２人＝25,000 円 ⇒ 「宿泊税額 300 円×２人×１泊」

※ ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため大人とは別に取り扱う。

※ ベビーベッド代がかかっていても年齢 12 歳未満の子供１人は課税対象外。

⑤大人３人で宿泊（エキストラベッド代 7,000 円を追加）

（50,000 円＋7,000 円）÷３人＝19,000 円 ⇒ 「宿泊税額 300 円×３人×１泊」

※ 追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含める。

（例４）割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合における宿泊料金

○　宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金 50,000 円のところ、宿泊施設の経営者が 30,000 円に値引きした。
⇒ 宿泊料金は値引き後の 30,000 円（１人で宿泊の場合、宿泊税額は 300 円）

○　宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

宿泊料金 50,000 円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを 5,000 円分利用し、現金 45,000 円で支払った。 ⇒ 宿泊料金はポイント利用前の 50,000 円（１人で宿泊の場合、宿泊税額は 500 円）

（例５）補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金

○　補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。

○　補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

（例６）連泊割引における宿泊料金

○　連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

宿泊料金１泊 50,000 円のところ、５泊６日の宿泊者を１泊あたり１割引とした。 ⇒ １泊あたりの宿泊料金は割引後の 45,000 円 （宿泊税額は 300 円×１人×５泊＝1,500 円）

○　連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

宿泊料金１泊 50,000 円のところ、５泊６日の宿泊者を 5,000 円割引とした。 ⇒ １泊あたりの宿泊料金は割引後の総額 245,000 円÷５泊＝49,000 円 （宿泊税額は 300 円×１人×５泊＝1,500 円）

（例７）延長等があった場合における宿泊料金

○　宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。宿泊料金として徴収している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

（例８）ウィークリーマンション等における宿泊料金

○　ウィークリーマンション等における週単位等の利用契約の場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数で除した金額を１室１泊あたりの宿泊料金とします。

※　賃貸借契約による利用の場合は課税対象になりません。

（例９）税込み宿泊料金

○　消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

（例 10）外貨建て取引による宿泊料金

○　宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（ＴＴＭ）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。）

（例 11）清掃料金を強制的に徴収している場合

○　宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して１泊当たりの宿泊料金を算出します。

（例 12）低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

○　低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

（例 13）食事代を明確に分離できない場合の宿泊料金

○　宿泊料金に食事代（金額の分離不可）が含まれている場合は、食事代に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

宿泊料金１泊 50,000 円で朝食のみが付いている場合 ⇒　１泊あたりの宿泊料金は宿泊料金の 10%を引いた 45,000 円 （１人で宿泊の場合、宿泊税額は 300 円）

４　課税免除

（１）年齢 12 歳未満の者

０歳から 12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者（小学生以下）

（２）修学旅行等の宿泊を伴う学校行事

学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）（※１）における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事（※２）に参加している者（当該学校が学校又は学年単位で実施する行事に参加する児童、生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの引率者（※３））は宿泊税を課さないこととします。

（※１）具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

（※２）学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。そのため、部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊行為については、課税免除の対象とはなりません。

（※３）引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

（３）被災者

地震等の災害が発生した場合において、宿泊施設を利用する被災者

（４）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税を免除します。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

①　課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②　課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

◆手続きについて

課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

第３章　特別徴収義務者の登録等

１　特別徴収義務者の登録

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者として登録の申告が必要となります。なお、申告は営業許可を受けた施設単位ごとに行ってください。

新たに宿泊施設の営業を開始する場合は、営業を開始しようとする日の前日までに申告を行ってください。

施設の許可等を受けた方と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合で、実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、当該経営者が登録の申告を行ってください。

※　営業開始日が未定の場合でも、旅館業営業許可又は住宅宿泊事業に係る届出後、速やかに登録の申告をお願いします。

※　令和８年４月１日時点（湯河原町宿泊税条例施行日）ですでに宿泊事業を営んでいる方についても、登録の申告をしてください。この場合、「営業開始年月日」欄に事業開始日を記入してください。

◆提出書類

①	宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第２号）（記載事項 27 ページ参照）（※４・５）
②	旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）（※１・２）
③	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）（※３）

※１　実質的経営者を特別徴収義務者に指定する場合（施設の経営者が営業許可等を受けている方と異なる場合）は、提出書類①～③に加え、次の書類を添付してください。

④	実質的経営者である旨の申立書
⑤	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書面等（写）
⑥	宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写） ※ ⑤の契約書面等で確認できる場合は不要

※２　旅館業の許可申請中であるなど、営業開始日の前日までに②の許可書等を提出できない事情がある場合には、許可書等に代えて以下の書類を添付してください。

Ⅰ	申請中であることがわかる書類（写）　（旅館業許可申請書の写しなど）
Ⅱ	法人の場合…登記事項証明書（写）　個人の場合…住民票（写）
Ⅲ	（住宅宿泊事業法の場合のみ）住宅の登記事項証明書（写）

⇒併せて、旅館業の許可等を受けた後に、②の許可書等の写しを提出してください。

※３　宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）を作成していない場合は、宿泊料金のわかる資料（チラシや、HP の案内等を印刷したものなど）を提出してください。

※４　特別徴収義務者である法人に合併・分割が生じた場合で、承継法人が新規の申告を行う場合は、備考欄に合併・分割前の事業者を記入してください。

※５　相続による場合で、相続人が新規の申告を行う場合は、備考欄に相続前の事業者を記入してください。

２　特別徴収義務者の登録事項の変更等

（１）登録事項の変更

宿泊税特別徴収義務者申告書の内容（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は、速やかに変更の申告を行ってください。

◆提出書類

①	宿泊税特別徴収義務者異動申告書（様式第４号）（記載事項 29 ページ参照）
②	【特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地又は住所の変更等）の場合】 法人の場合…履歴事項証明書（写） 個人の場合…住民票（写）
③	【その他の変更】 変更の内容が確認できる書類

※　ただし、次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申出ではなく、従前の特別徴収義務者による営業廃止の届出（（３）宿泊施設の廃止）と、新たな特別徴収義務者による新規の申告を行ってください。

- 営業譲渡又は相続（贈与）
- 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- 分割等による新法人への業務移管
- 個人事業者が法人組織へ変更した場合
- 特別徴収義務者である法人が解散し、個人事業として営業する場合
- その他上記に類する事由

（２）宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の営業を１箇月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。

また、営業を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

◆提出書類

①	宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書（様式第５号）（記載事項 31 ページ参照）
②	【営業を休止する場合】 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）又は休止を確認できる書類（「休止のお知らせ」等） 【営業を再開する場合】 ・旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書（写）又は再開を確認できる書類（「再開のお知らせ」等）

（３）宿泊施設の廃止

宿泊施設の営業を廃止した場合は、廃止の日から 10 日以内に届出を行ってください。なお、廃止までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

◆提出書類

①	宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書（様式第５号）（記載事項 31 ページ参照）
②	旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止（停止）届（写）

第４章　宿泊税の申告納入

１　申告納入

（１）申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」を湯河原町税務収納課へ提出し、併せてその税額を納入してください。

なお、期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合がありますので、ご注意ください。

※　月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の開庁日が申告納入期限になります。

※　12 月の申告納入期限は翌年１月４日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは１月４日以降の最初の開庁日）です。

※　営業を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から１箇月以内に申告納入してください。

（４）の「申告納入期限の特例」を受けている場合も同様です。

（２）申告

申告期限までに「宿泊税納入申告書」（記載事項 33 ページ参照）に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額、課税対象外となる宿泊数を記入し、提出してください。

◆提出方法（以下のいずれかの方法で提出してください。）

・インターネットで申告（電子申告）する。

・湯河原町税務収納課の窓口に持参する。

・湯河原町税務収納課に郵送する。なお、控えの返送を希望される方は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※　湯河原町税務収納課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取扱います。

・湯河原温泉旅館協同組合（以下旅館組合）に加盟している旅館等は、旅館組合に提出する。

◆注意点

・申告すべき宿泊税額が０円の場合も申告書の提出が必要です。

・申告納入期限の特例が適用されている場合は、１枚の申告書に３箇月分の申告内容を記入してください。

・入湯税は申告書と納入書を金融機関へ提出いただきますが、宿泊税は申告書は町へ、納入書は金融機関へ提出いただきますのでご注意ください。

（３）納入

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」により金融機関窓口で納入いただくか、eLTAX でお振込みください。

※　振込手数料が発生した場合は、特別徴収義務者の負担となります。

◆宿泊税納入書

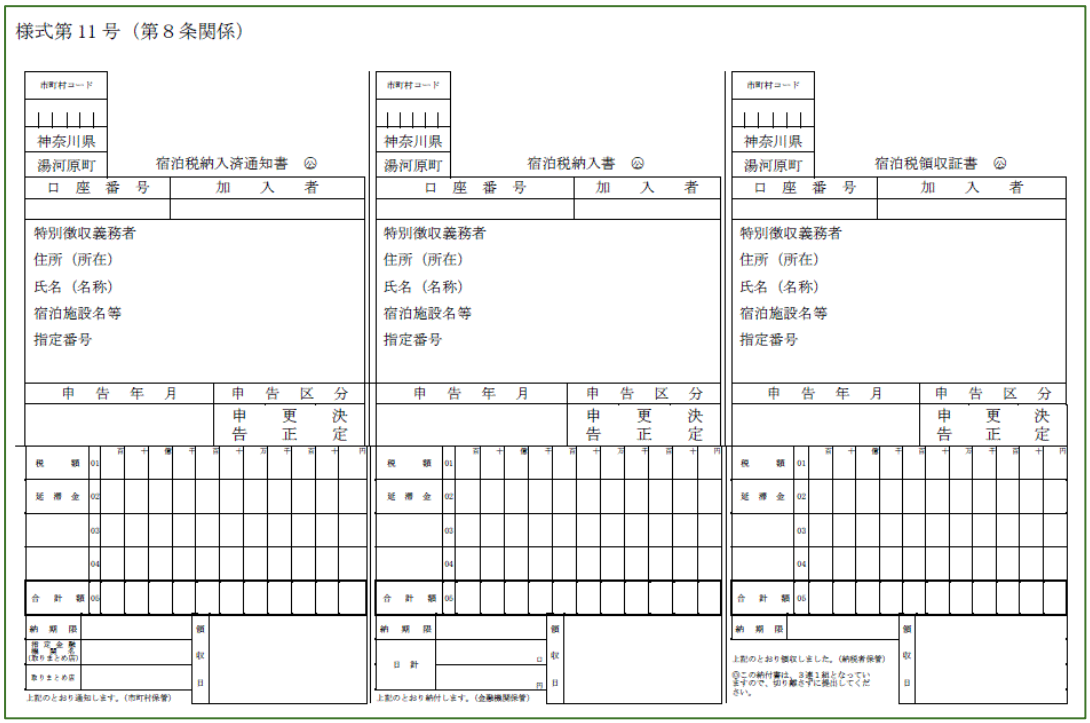
様式第 11 号（第８条関係）

市町村コード
神奈川県
湯河原町
宿泊税納入済通知書
口座番号　加入者
特別徴収義務者
住所（所在）
氏名（名称）
宿泊施設名等
指定番号
申告年月　申告区分　申告　更正　決定
税額　延滞金　合計額
納期限
指定金融機関（取りまとめ店）
取りまとめ店
領収日
上記のとおり通知します。（市町村保管）

市町村コード
神奈川県
湯河原町
宿泊税納入書
口座番号　加入者
特別徴収義務者
住所（所在）
氏名（名称）
宿泊施設名等
指定番号
申告年月　申告区分　申告　更正　決定
税額　延滞金　合計額
納期限
日計
領収日
上記のとおり納付します。（金融機関保管）

市町村コード
神奈川県
湯河原町
宿泊税領収証書
口座番号　加入者
特別徴収義務者
住所（所在）
氏名（名称）
宿泊施設名等
指定番号
申告年月　申告区分　申告　更正　決定
税額　延滞金　合計額
納期限
領収日
上記のとおり領収しました。（納税者保管）
◎この納付書は、3連1組となっていますので、切り離さずに提出してください。

※「申告年月」欄

納入の対象となる年月（宿泊行為のあった年月）を和暦で入力してください。

取扱可能金融機関	
さがみ信用金庫	※　手数料はかかりません。 ※　左記以外の取扱いについては、金融機関にお問い合わせください。
スルガ銀行	
横浜銀行	
三島信用金庫	
かながわ西湘農業協同組合	
神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨の各県内及び東京都内のゆうちょ銀行・郵便局	
湯河原町役場出納室	

（４）申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書」（記載事項 35 ページ参照）により申請し、承認を受けることで、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例の承認を受けると、次表のとおり、３箇月分をまとめた年４回の申告納入期限となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
３月分 ４月分 ５月分	６月末日	９月分 10 月分 11 月分	12 月末日
６月分 ７月分 ８月分	９月末日	12 月分 １月分 ２月分	３月末日

◆適用要件

① 申請書を提出した日の属する月（以下「申請月」という。）の前 12 箇月間（以下「対象期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 360 万円以下であること。

② 過去に本特例の承認の取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から１年を経過していること。

③ 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないこと、その他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

④ 対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。

⑤ 申請月の 12 箇月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、湯河原町宿泊税条例第８条第１項の規定による申告をしていること。

⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

◆適用の開始

申請により特例の適用が承認された場合は、承認の通知があった時の宿泊分から対象となります。この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

【適用開始月の注意点】

・特例承認後、適用開始月を記載した「承認通知書」を送付します。
・承認通知書に特例適用開始月が記載してあります。
・適用開始月より前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

（例）　承認通知書の「特例の適用を受ける税額」欄に「令和８年７月分（８月末日納期分）以後の税額」と記載されている場合

⇒　７月分と８月分を９月末日までに２箇月分申告納入、９月分から表（前頁）のとおり３箇月分をまとめて申告納入。

◆適用の取消

年度の途中に適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の３月に申告すべき分（２月宿泊分）まで特例は適用されますが、翌年度の４月に申告すべき分（３月宿泊分）からは特例の適用が取り消されます。

◆条例施行前から営業する宿泊施設に対する経過措置

条例施行前から営業する宿泊施設については、条例施行後１年間（令和９年３月 31 日まで）は、適用要件①、⑤を次のとおり、読み替えてください。

①　申請書を提出した日（令和８年７月１日から令和９年３月 31 日までの間に限る。）の属する月（以下「申請月」という。）の前３箇月間（以下「対象期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 90 万円以下であること。

⑤　申請月の 12 箇月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、湯河原町宿泊税条例附則第４項の規定により条例第８条第１項の規定による申告をしていること。

◆令和８年度における申告納入期限の特例

適用要件①と⑤に該当しない場合でも経過措置により、令和８年７月１日から令和９年３月 31 日までの間において徴収すべき宿泊税に係る申告納入に限り該当するものとみなして、「宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書（様式第 12 号）」を提出することにより申告納入期限の特例の承認を受けることができます。

２　納入義務の免除・還付

（１）納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行ったうえで、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、湯河原町税務収納課にお問い合わせください。

【納入義務の免除となる例】

・宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合

・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合

・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

（２）還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

（３）申請の手続

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

◆提出書類

①	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書（様式第 16 号）
②	申請する理由を証明する書類（罹災証明、被害届等）

３　更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大又は過少に申告した場合は、更正の請求を行うことができます。

（１）更正の請求ができる期間

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から５年以内です。

なお、申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例による納入期限から５年以内です。

（２）請求の手続

更正の請求があった場合は、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

◆提出書類

①	宿泊税更正請求書（様式第 18 号）

第５章　適正な申告納入のために

１　納税管理人

特別徴収義務者は、湯河原町内に住所及び事務所（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務処理のため、原則として町内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

（１）納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、「宿泊税納税管理人選任免除認定申請書」により申請し、認定を受けてください。

◆提出書類

①	宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書（様式第６号）
②	納税管理人が法人の場合は履歴事項証明書、個人の場合は住民票（写）

※宿泊税の徴収に支障がない場合

①	宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第８号）

（２）納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から 10 日以内に、その旨を申告してください。

◆提出書類

①	宿泊税納税管理人（申告・承認申請）書（様式第６号）
②	新たな納税管理人の履歴事項証明書、個人の場合は住民票（写）

２　帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、湯河原町宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

（１）帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して３箇月を経過した日から５年間です。

（２）書類とは

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して３箇月を経過した日から２年間です。

３　調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、湯河原町の担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

４　更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税（更正・決定）通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

５　加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

（１）過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき 更正による不足税額の 10%

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに５%加算されます。

（２）不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき 申告税額の 15%

② 納入申告書の提出がないために決定があったとき 決定税額の 15%

③ ①、②の後において、更正があったとき 更正による不足税額の 15%

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき 申告税額の５%

※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分について、さらに５%が加算されます。

※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から１箇月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

（３）重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

① 過少申告加算金に関するもの 過少申告加算金 10%に代えて 35%

② 不申告加算金に関するもの 不申告加算金 15%に代えて 40%

※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に 10%加算されます。

６　延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

○　納期限の翌日から１箇月を経過するまで

税額に年 7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合（※１）が年 7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合＋１％となります。

（※１）特例基準割合とは、「各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合」＋１％の割合です。

○　納期限の翌日から１箇月を経過した日以後の割合

税額に年 14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、特例基準割合が年 7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合＋7.3%となります。

※　延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

・　延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が 2,000 円未満であるときは、延滞金がかかりません。

・　算出された延滞金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が 1,000 円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※　延滞金特例基準割合は、毎年見直しされます。具体的な延滞金額については湯河原町税務収納課にご確認ください。

７　不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に町長に対して文書により審査請求をすることができます。

（１）審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

・税額の更正又は決定　・加算金の決定　・更正請求の否認

・特別徴収義務者の指定、解除　・納入義務免除（還付）の決定

・申告納入期限の特例適用者の不承認、取消　等

（２）手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副２通を、湯河原町税務収納課を通じて湯河原町長あてに提出しください。

第６章　その他

１　領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
税の名称表示は、湯河原町で定めた標記で統一してください。

日本語	宿泊税
英語	Accommodation Tax
中国語（簡体字）	住宿税
中国語（繁体字）	住宿税
韓国語	숙박세

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

◆内訳に宿泊税額を計上する場合

領　収　書

〇年〇月〇日

〇〇　〇〇　様

日　付	項　目	金　額
〇月〇日	客室料金	10,000
	消費税等	1,000
	宿泊税	**300**
	合　計	11,300

但し〇月〇日～〇月〇日（〇泊）　〇名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

収入印紙

神奈川県足柄下郡湯河原町〇〇〇
〇〇〇旅館

◆客室料金に宿泊税額を含める場合

領　収　書

〇年〇月〇日

〇〇　〇〇　様

日　付	項　目	金　額
〇月〇日	客室料金	11,300
	合　計	11,300

上記金額には、宿泊税額300円が含まれております。

但し〇月〇日～〇月〇日（〇泊）　〇名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

収入印紙

神奈川県足柄下郡湯河原町〇〇〇
〇〇〇旅館

２　特別徴収交付金

（１）交付の目的

特別徴収交付金は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

（２）交付額

納入期限までに申告納入された額（納入期限までに納入申告を提出し、当該申告に係る納入金の全額を納入したものに限る）の 3.0%に相当する額

交付要件、交付時期、手続き方法については要綱が確定次第、湯河原町のホームページでお知らせいたします。

３　各申告書等の記載事項

（１）宿泊税特別徴収義務者申告書

様式第２号（第６条関係）

宿泊税特別徴収義務者申告書　1

年　月　日

湯河原町長　様

（特別徴収義務者）
住所（所在地）
氏名（名称）
2
個人番号（法人番号）
電話番号

湯河原町宿泊税条例第８条第１項の規定により、次のとおり申告します。

3 宿泊施設	所在地			
	ふりがな 名称			
	電話番号			
	概要	延床面積　㎡	客室数　室	収容人数　人
	営業開始（予定）日	年　月　日		
4 営業許可等	住所（所在地）			
	ふりがな 氏名（名称）			
	営業種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊		
	許可（届出）番号			
5 施設所有者	住所（所在地）			
	ふりがな 氏名（名称）			
	電話番号			
6 書類送付先	住所（所在地）	〒		
	ふりがな 氏名（名称）			
	電話番号			
備考				

1「提出年月日」欄

・申告書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

3「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称(営業許可を受けている名称)、電話番号を記入してください。
・ふりがな欄も必ず記入してください。
・概要の各項目には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の施設の延床面積、客室数、収容人数を記入してください。
・経営を開始した(開始する)年月日を記入してください。

4「営業許可等」欄

・旅館業法の営業許可証・住宅宿泊事業法による届出を済ませ登録された事実が分かる書面に記載されている内容を転記してください。

5「施設所有者」欄

・施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号を記入してください。所有者が法人の場合には所在地、法人名及び代表者名を記入してください。
・施設の所有者が２名以上の場合は、任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。
・ふりがな欄も必ず記入してください。

6「書類送付先」欄

・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合の宛先を担当部署名まで記入してください。直通電話番号等があれば記入してください。

（２）宿泊税特別徴収義務者異動申告書

様式第４号（第６条関係）

1

指　定　番　号	

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

2

年　　月　　日

湯河原町長　様

（特別徴収義務者）
住所（所在地）
氏名（名称）

3

個人番号（法人番号）
電話番号

湯河原町宿泊税条例第８条第２項の規定により、次のとおり申告します。

4 宿泊施設	所在地	
	名　　称	
	電話番号	
5 変更年月日		年　　月　　日
6 変更項目		特別徴収義務者・施設・営業許可等・施設所有者・書類送付先 その他（　　）
7 変更内容	変更前	変更後

１「指定番号」欄

・指定番号を記入してください。

※指定番号は「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第３号)」に記載しています。

２「提出年月日」欄

・申告書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

３「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

４「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

５「変更年月日」欄

・変更日を記入してください。

６「変更項目」欄

・宿泊税特別徴収義務者申告書の各項目の中で変更のあった項目を丸で囲んでください。

・該当する項目がない場合は「その他」を囲み、カッコ内に記入してください。

７「変更内容」欄

・変更内容を具体的に記入してください。

・名称等の変更の場合には、ふりがなも記入してください。

・変更内容が複数ある場合には、それぞれに変更事由を書き添えてください。

（３）宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書

様式第５号（第６条関係）

1

指　定　番　号	

宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書　2

年　　月　　日

湯河原町長　様

湯河原町宿泊税条例第８条第３項、第４項及び第５項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者の（休止・再開・廃止）について、次のとおり届け出ます。

3 特別徴収義務者	住　所（所在地）	〒
	氏　名（名　称）	
	個人番号（法人番号）	
	電話番号	
4 宿泊施設	所在地	〒
	名　称	
	電話番号	
5 申告区分		休止・再開・廃止
6 休止期間		年　月　日から 年　月　日まで
7 再開又は廃止の日		年　月　日から
8 休止又は廃止の理由		

１「指定番号」欄

・指定番号を記入してください。

※指定番号は「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第３号)」に記載しています。

２「提出年月日」欄

・届出書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

３「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

４「宿泊施設」欄

・宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

５「申告区分」欄

・該当する項目を丸で囲んでください。

６「休止期間」欄

・休止期間の年月日を記入してください。

・休止期間を定めずに営業を休止する場合は下段の年月日を空欄としてください。

※ 休止届出をした場合、営業再開時にも必ず届出書を提出してください。

７「再開又は廃止の日」欄

・再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

８「休止又は廃止の理由」欄

・具体的に記入してください。

・休止又は廃止後の連絡先を併記してください。

（４）宿泊税納入申告書

様式第10号（第８条関係）

1

指　定　番　号	

宿泊税納入申告書

2 年　　月　　日

湯河原町長　様

3
（特別徴収義務者）
住　　所（所在地）
氏　　名（名　称）
個人番号（法人番号）
電話番号

宿泊税の納入について、湯河原町宿泊税条例第10条第１項の規定により申告します。

4

宿泊施設	所　在　地	
	名　　称	

5 6 7

	区　分		①宿泊数	②税率	①×②税額
年月分	宿泊料金（1人1泊）	50,000円未満	泊	300円	円
		50,000円以上	泊	500円	円
	A　課税対象		泊	納入すべき金額	円
	B　課税対象外		泊		
	C　総宿泊数（A＋B）		泊		
年月分	区　分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金（1人1泊）	50,000円未満	泊	300円	円
		50,000円以上	泊	500円	円
	A　課税対象		泊	納入すべき金額	円
	B　課税対象外		泊		
	C　総宿泊数（A＋B）		泊		
年月分	区　分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金（1人1泊）	50,000円未満	泊	300円	円
		50,000円以上	泊	500円	円
	A　課税対象		泊	納入すべき金額	円
	B　課税対象外		泊		
	C　総宿泊数（A＋B）		泊		

この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、湯河原町宿泊税条例第10条第２項の規定による承認を受けているときは、３月、６月、９月及び12月の末日までに提出してください。

１「指定番号」欄

・指定番号を記入してください。

※指定番号は「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第３号)」に記載しています。

２「提出年月日」欄

・届出書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

３「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

４「宿泊施設」欄

・申告する宿泊施設の所在地、名称を記入してください。

５「宿泊月」欄

・対象となる宿泊月を記入してください。

・申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記載してください。

６「①宿泊数」欄

・宿泊行為月における区分ごとの延べ宿泊数を記入し、「Ａ　課税対象」欄に合計数を記入してください。

・「Ｂ　課税対象外」欄には、次に掲げる宿泊があった場合における宿泊数の合計を記入してください。

・宿泊施設の取扱いにより宿泊料金のかからなかった宿泊 ・年齢 12 歳未満の宿泊（課税免除） ・修学旅行生等の宿泊（課税免除） ・被災者の宿泊（課税免除） ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（課税免除）

・「Ｃ　総宿泊数」欄には、ＡとＢの合計を記入してください。

※宿泊数の考え方　例）３人組の宿泊客が２泊した場合 ⇒ ３人×２泊＝６泊とカウント

７「①×②税額」欄

・区分ごとの宿泊数に税率を乗じた税額を記入してください。

・「納入すべき金額」欄には、合計金額を記入してください。

（５）宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書

様式第12号（第９条関係）

1

指　定　番　号	

宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書

2

年　　月　　日

湯河原町長　様

（特別徴収義務者）
住所（所在地）
3 氏名（名称）
個人番号（法人番号）
電話番号

湯河原町宿泊税条例第10条第２項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。

4	宿泊施設	所　在　地	
		名　　称	
		経営開始年月日	年　　月　　日
5	特例の適用を受けようとする税額	年　　月分（　　月末日納期分）以後の税額	
6	要件適用期間における申告納入すべき宿泊税額の施設ごとの合計額	円	
7	旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日	年　　月　　日	許可番号又は届出番号

注１　「要件適用期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12月間をいいます。

２　次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

(1)　湯河原町宿泊税条例第10条第３項の規定による承認の取消しを受けてから、１年を経過していない場合

(2)　要件適用期間において、宿泊税にかかる過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合

(3)　要件適用期間において、町税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金若しくは滞納処分費の滞納がある場合

１「指定番号」欄

・指定番号を記入してください。

※　指定番号は「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書（様式第３号）」に記載しています。

２「提出年月日」欄

・届出書の提出日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）

３「特別徴収義務者」欄

・特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

４「宿泊施設」欄

・承認を受けようとする宿泊施設の所在地、名称、経営開始年月日を記入してください。

・申請書は、宿泊施設ごとに作成いただく必要があります。複数の施設を経営している方は、特例の適用を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

５「特例の適用を受けようとする税額」欄

・特例の適用を開始する年月を記入してください。

６　「要件適用期間における申告納入すべき宿泊税額の施設ごとの合計額」欄

・対象期間において、納入すべき宿泊税額の合計額を記入してください。

・上記の金額が 360 万円を超える場合、特例の承認を受けることはできません。

※令和８年度については 18 ページに記載の内容も併せてご参照ください。

７　「旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日」欄

・旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出年月日及び許可番号又は届出番号を記入してください。

※　特例の適用開始月は特例の承認通知にてお知らせします。

※　当該申請書を提出する月の 12 箇月前の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出している必要があります。

４　申告書等の提出・問合せ先

湯河原町税務収納課課税係

〒２５９－０３９２

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目２番地１

ＴＥＬ：０４６５－６３－２１１１

ＦＡＸ：０４６５－６３－４１９４

メール：zeimu@town.yugawara.kanagawa.jp

ホームページ：https://www.town.yugawara.kanagawa.jp

５　広報物

宿泊客の皆様への周知用に宿泊税に係るポスター、チラシ等の広報物を作成しています。

申告書等の各種様式や広報物が必要な方は湯河原町税務収納課までご連絡ください。なお、湯河原町のホームページからダウンロードしていただくことも可能となる予定です。